

日本に定住するベトナム系住民の就労状況

一橋大学大学院社会学研究科

倉田良樹

1 はじめに

日本では現在、政府による受け入れの経緯という点でタイプを異にする様々な外国人労働者が就労している。国際化する日本の労働市場の全体像に迫るためには、タイプごとに見られる受け入れの経緯の違いを意識しながら、それぞれの就労状況、日本企業、日本社会の受け入れ状況、外国人労働者自身が直面している課題を明らかにしていく必要がある。本稿では、ベトナム戦争と戦後成立した新政権による政治的迫害の影響を受けて、1970年代半ば以降、政治難民として母国を脱出し、日本に入国・定住してきたベトナム系住民の就労状況を取り上げる¹。

日本政府が難民として受け入れることを始めてからから、すでに25年を越える時間が経過しているベトナム系住民の生活状況に関しては、社会学、人類学、その他の研究分野から多くの優れた研究業績が蓄積されている²。本稿は、それらの先行研究の成果を踏まえつつ、ベトナム系住民を国際化する日本の労働市場で働く「外国人労働者」の1タイプとして把握し、その就労状況を中心とした分析を行う。難民としての入国の経緯や、現在の生活状況にまで引き継がれているその影響が彼らの就労行動をどう規定しているか、そしてそのことに対する日本政府の政策対応がどのような効果を上げているか、という観点からの考察がとりわけ重視される。以下の記述では、まずベトナム系住民の日本

¹ ベトナム系住民に対する政府の政策は、ラオス人、カンボジア人を含む「インドシナ難民」の人道問題に関する国際協力として取り組まれてきた経緯があり、政府統計などでも3つのエスニック集団を一括して扱っていることが多いが、本章の対象はあくまでもベトナム系住民である。

² 本稿執筆時点（2003年3月）において、90年代後半までの状況も含めた最新動向をフォローした、優れた学術的研究成果として、戸田（2001）、川上（2001）がある。

への受け入れから定住にいたる経緯を紹介する。次に「外国人労働者」としてのベトナム系住民に固有の3つの特性を指摘し、これら3つの点を中心に就労をめぐる現状と課題を考察していく³。

2 インドシナ戦争とベトナム系住民の日本への流入

1963年の米国による北ベトナムへの爆撃(いわゆる北爆)開始により本格化した第2次インドシナ戦争では、南ベトナム民間人だけに限定しても、およそ45万人の人命が失われたといわれている。北爆開始から12年を経た1975年4月にベトナム共産党による統一ベトナム政権が成立(サイゴン陥落)したが、その直後から、南ベトナムの人々による国外脱出が大規模に試みられるようになった。ポートピープルとして国際社会からも注目を集めるようになったこれら脱出者たちの多くは、旧南ベトナム政府側の政府機関や軍で働いていた人々、アメリカ軍の援助で富を築いてきた人々であり、それらの人々の出自をさらにたどれば、南ベトナムのエリート層、カトリック教徒、華僑、75年以前に北から逃れてきた北部出身のエリート層、がその中心であったという。⁴

最初のポートピープルが日本に上陸したのは1975年5月のことであった。当初日本政府は難民を受け入れない方針であったが、77年9月の閣議了解によって、「人道問題に関する国際協力の一環として、(中略)対策の推進を図る」こととした⁵が、この時点でもまだ、政府の基本的なスタンスは定まっていなかった。その間、難民を乗せた救助船、漂着船の日本への到来は相次ぎ、カトリック教会など民間の団体による庇護が開始された。政府もまた、国連難民高等弁務官事務所から対応が要請されたこともあって、日本赤十字社などの施設を活用して「一時滞在者」として受け入れることとした。そして78年4月には、

³ 本章の考察の実証的なベースとなる実態調査は、文部科学省科学研究費補助金・特定領域研究B「世代間利害調整に関する研究」の「少子化および外国人労働をめぐる経済理論的・計量的研究」グループ(研究代表者 斎藤修 一橋大学経済研究所教授)内に組織された外国人労働実態調査班により実施された。実態調査の中間的な結果報告は、津崎・倉田(2002)、西野・倉田(2002)、倉田・津崎・西野(2002)としてまとめられている。

⁴ 川上(2001)92ページ。

⁵ 内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局(1996)122ページ。

閣議了解によって、一時滞在中のベトナム難民の日本への定住を認める決定を下した。翌 79 年 4 月には、政府としての定住対策を決定し、アジア地域の難民キャンプに滞在中のインドシナ難民の受け入れを開始するとともに、75 年の政変以前に日本に住んでいた元留学生等の定住も許可することになった。1980 年には、離散家族の統合を目的とした「合法出国計画」(Ordinary Departure Program、以下では ODP という略称を用いる) による定住者の家族呼び寄せも開始した⁶。

以後日本政府は 1980 年代末に至るまで、定住枠を 10,000 人にまで拡大しながらインドシナ難民の受け入れを行ってきた。90 年代に入ってから、出稼ぎ目的によるポートピープル(いわゆる偽装難民)が増大してきたことを受けて、難民審査のスクリーニング体制を強化したこともあり、難民としての受け入れは急速に減少していった。94 年以後は、スクリーニング自体を廃止し、インドシナ難民関係の受け入れは基本的には ODP による場合のみとなっている。

2002 年 3 月末日までの日本によるインドシナ難民受け入れ総数は 10,868 名で、内訳はポートピープル 3,535 名⁷、元留学生 742 名、海外一時滞在キャンプよりの入国者 4,320 名、家族呼び寄せによる合法出国者 2,271 名である。インドシナ難民の中心はベトナム人であり、受け入れた難民の国籍別構成は、ベトナム人 8,251 名、ラオス人 1,306 名、カンボジア人 1,311 名となっている。⁸

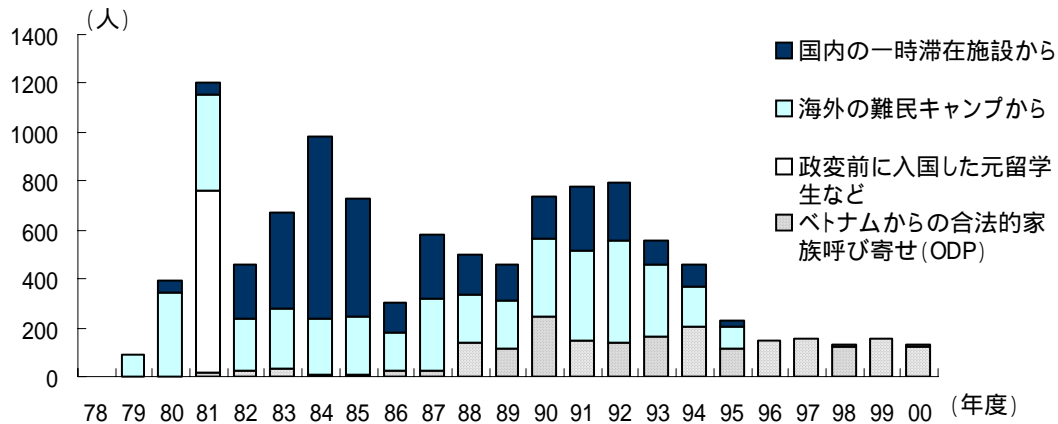
図表 1 は、日本政府によるインドシナ難民(ラオス人、カンボジア人を含む)及びその家族への定住許可数に関する 78 年以後の推移を示したものである。90 年代後半以後、新規の定住許可はほぼ ODP だけに限られている。内閣府資料によれば、インドシナ難民を載せた救助船の日本への来航は 1994 年を最後に終結している。

⁶ 内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局(1996)

⁷ 救助船等で日本に上陸したポートピープルの総数は 1 万名を超えている。このうち、7,000 名弱が日本での一時庇護を経て、第 3 国に向け出国している。(アジア福祉教育財団難民事業本部(2002b))

⁸ アジア福祉教育財団難民事業本部(2002a,2002b)

図表 1 定住許可数の推移⁹



2001年に日本政府は海外キャンプに収容されていたインドシナ難民約40名に定住許可を与えているが、これらの人々の多くが、ベトナム国内に設けられていた難民キャンプに収容されていた中国系カンボジア人の人々であったとのことである¹⁰。ベトナムを追われた政治難民が日本に流入する、というかつてのパターンがほぼ消滅していることを物語るエピソードといえそうである。

3 「外国人労働者」としてのベトナム系住民の特殊性

日本社会に定住し、企業等で働いているベトナム系住民を「外国人労働者」の1つのタイプとして捉える場合、他のタイプの外国人労働者には見られない、ベトナム系住民に固有の次の3つ特性に注目して分析していくことが重要であると思われる。

第1の特性として、ベトナム系住民が他のカテゴリーの外国人労働者とは比較にならないほど、強い政治性をもった存在である点に注目していく必要がある。ベトナム系住民の日本への受け入れは、東西冷戦という環境下にあった70

⁹ アジア福祉教育財団難民事業本部(2002a)

¹⁰ アジア福祉教育財団難民事業本部からのヒヤリングによる

年代後半の国際関係のもとで、日本政府が下した政治的な決断によって開始されたものである。その後、ODPによる家族呼び寄せが開始され、90年の入管法の改正でも「定住者」としての在留資格が法的に確定され、2世代も含めたエスニック集団としてのベトナム系住民の日本社会での定着が進行しているが、この現状の起点には、70年代後半における日本政府の政治的な決定による受け入れ、という事実があることを常に意識していく必要がある。

別の観点から述べれば、難民として入国してきたベトナム系住民は、その移動にあたって、受け入れ側と送り出し側のどちらを見ても、経済的な要因が全く働いていない唯一のタイプの人々¹¹であり、この点において、他のタイプの外国人労働者¹²とは区別して考察していかなければならない、ということになる。受け入れ側に関して言えば、国内労働力不足への対応、対外経済協力というような経済政策的な考慮は、全く作用していない。送り出し側に関して言えば、難民として脱出してきた人々は、ベトナム共産党による労働力輸出計画¹³によって外国に出国している人々とは全く別の社会集団に属していることを指摘しておきたい。

このように、ベトナム系住民が純粋に政治的な理由から日本での定住を開始

¹¹ 日本に定住するベトナム系住民の中には、いわゆる「偽装難民」と呼ばれる人々、すなわち、経済的な動機によって母国を出国し、救助船、海外難民キャンプなどを經由して、最終的に日本において定住者としての法的地位を獲得することに成功した人々も含まれていることが指摘されることがある。しかし少数の偽装難民の存在によって、難民として入国したベトナム系住民全体の政治的な性格を脱色してしまうような解釈は適切なものとはいえない。

¹² 梶田(1999)は、改正入管法による日系人の受け入れ緩和は、あくまでも血統や文化の共有といった点の考慮からなされたものであって、ブラジル人を中心とする「日系外国人労働者」がその後大量に流入するようになったことは、政策の「意図せざる帰結」であるとの指摘を行っている。日系人への入管規制の緩和が労働力不足への対応であったという短絡的な評価(または批判)に留保をおく以上のような見解は正当なものといえよう。だが、日系人の受け入れに関するその後の政策展開を見ると、日本-ブラジル間の国際的な労働需給システムを整備していくといった、経済的な動機に基づく政策的介入が強化されている(本書第3章参照)。結局、政策の当初の意図はともかく、日系人に関する現在の日本政府の政策対応は経済的な観点を軸に展開されており、日系人と対比した場合にも、ベトナム系住民の存在が持つ、強い政治的な性格が浮き立ってくるのである。

¹³ ベトナム政府の労働力輸出政策の一環として送り出され、研修生、実習生として日本に一時滞在しているベトナム人は、本稿の考察の対象ではない。

しているという事実経過を考慮に入れるならば、彼らの労働者としての状況を考察するにあたって、政策的な就労支援策がどのように機能しているのか、という要素に注目していくことが重要である。日本国民との地位の対等性を確保し、入国時点でのハンディキャップを法的に回復させていくための政策がどこまで機能しているか、という点を、労働市場での需給調整状況以前の問題として先行して考慮していく必要があるだろう。

外国人労働者としてのベトナム系住民が持つ第2の特性は、難民として入国したことからくる様々なハンディキャップの結果として、経済的に脆弱な地位に陥りがちである、という点である。日本政府はベトナム系住民に対して、日本社会への適応を支援するための様々な政策を行ってきた。だが後に明らかにするように、それらの施策はベトナム系住民に対して良好で安定的な雇用機会を提供していくうえで、必ずしも十分な効果を発揮してこなかった。改正入管法により「定住者」という地位が与えられ、就労に関していかなる障害要因も存在しないにもかかわらず、母国での状況や入国の経緯に起因する経済的な地位の脆弱性は一向に改善されていない。ベトナム系住民が労働市場において獲得している地位は、法的な権利において彼らよりも不安定な境遇にある研修生、非正規滞在者と比較しても、決してましなものとはいえない。このような現状を生み出している社会的な構造について解明を試みる必要がある。

第3には、ベトナム系住民は他のカテゴリーの外国人労働者とは異なり、母国との関係性を遮断または制約された状況の中で、日本社会へ定住する以外に選択肢を持たない人々であることに注意する必要がある。ベトナム系住民の大半は、母国への帰還を実現可能な現実的目標として考慮していない。外国人「定住者」としてのベトナム系住民は他のタイプの外国人「労働者」とは全く異なる人生設計、将来設計上の課題を抱えており、そのことが就労に関する意思決定に際しても様々な影響を及ぼしている。また、ベトナム系住民の場合、2世代もすでに成長して労働市場への参入を開始しており、2世の就労に関しても、日本社会がこれまであまり経験してこなかった様々な課題を提起するようになっている。

次節以下では、外国人労働者としてベトナム系住民が有する以上3つの特性に注目して、彼らの就労をめぐる現状と課題を考察していくことにしよう。第

4 節では、日本政府が受け入れに伴う「政治的な責任」として、ベトナム系住民に対してどのような定住支援措置や就労支援措置を行っているか、それらの支援措置はベトナム系住民の就労状況にどのように作用しているか、を検証する。第 5 節では、政策的な支援措置にもかかわらず、ベトナム系住民が今日に至るまで、良好な雇用機会を確保することに決して成功しておらず、脆弱な経済的地位にある現状を明らかにする。あわせてその背景要因についても考察する。第 6 節では、外国人「定住者」として日本に長く滞在しているベトナム系住民がいくつかの重要な社会政策上の課題を提出していることを明らかにする。第一世代に属するベトナム系住民の高齢期における就労と老後保障の問題、そして 2 世代の就労をめぐる問題についての考察が試みられる。

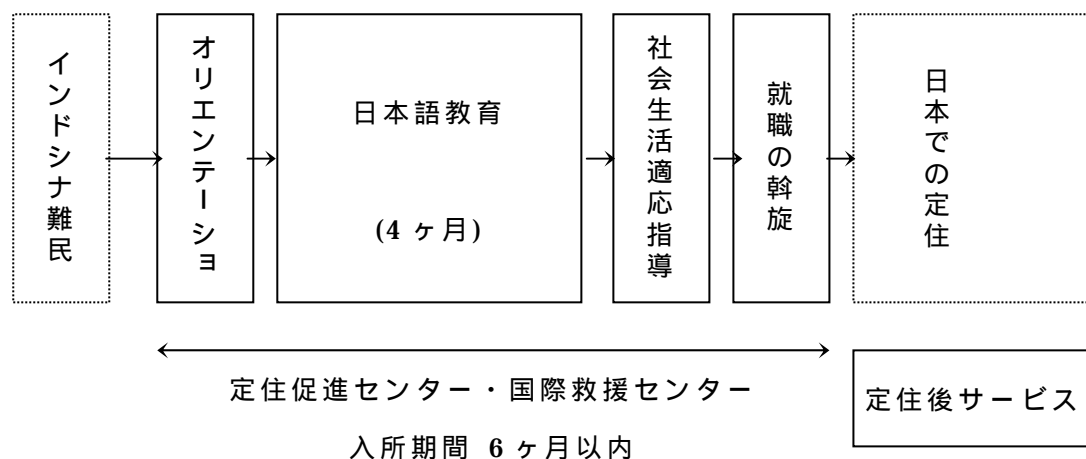
4 ベトナム系住民への定住支援策と就労支援策

日本政府は、定住を許可したインドシナ難民の人々がその生活を開始するにあたっての準備を行う施設として、定住促進センター（兵庫県姫路市、神奈川県大和市）と国際救援センター（東京都品川区）を設置している¹⁴。定住促進センターと国際救援センターに入所したインドシナ 3 国からの定住者の数は 1979 年から 2002 年 2 月までの累計で 11,033 名に達している¹⁵。6 ヶ月にわたって実施される定住支援策のスキームは図表 2 のように要約されている。

¹⁴ このうち、神奈川県大和市と兵庫県姫路市に設けられていた定住促進センターは 1998 年までに閉鎖され、現在は国際救援センターのみが事業を行っている。

¹⁵ センターの活動記録や統計に関しては、大部分がインドシナ 3 国民を一括して扱っている。したがって本稿でもセンターの活動に関する記述は、インドシナ難民全般についてのものとせざるを得なかった。なお、センター入所者に占めるベトナム人の比率は 76.4% を占めている。

図表2 定住センター・国際救援センターでの支援スキーム¹⁶



政府によるインドシナ難民に対する直接的な就労支援サービスを項目として洗い出せば、以下の通りである¹⁷。

- ・ 職業指導(センター内)
- ・ 職業紹介(センターと職業紹介所の協働による)
- ・ 公共職業訓練学校等への訓練費等の支給(職業訓練委託の場合)
- ・ 広域求職活動援助費の支給
- ・ 雇用開発助成援助費または職場適応訓練費の支給
- ・ 就職者に対する定着指導(センターの職業相談員と公共職業安定所職員による)
- ・ 雇用主懇談会(センター主催)
- ・ 雇用促進連絡協議会
- ・ 難民相談員による難民への助言と苦情処理的な観点からの職場への介入

これらのメニューのうち、新規入職に関するサービス、すなわち、求人企業を開拓し、入所者に対して職業指導、職業紹介を行い、就職の決定を助けてい

¹⁶内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局(1996)38ページ。

¹⁷内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局(1996)などの資料とヒヤリングをもとに作成。

くサービスの実態とその効果について考察することにしよう。姫路、大和の定住支援センターと品川の国際救援センターが入所者に対して実施した就職支援サービスによって新規入職に成功したインドシナ系住民の人数は、1979年から2001年10月末までの累計で4,789名である。その主要な職種を男女別に示すと、図表3のような内訳になっている。またこれら4,789名が就職した企業1,698社の従業員規模別構成は図表4のようにになっている。¹⁸

図表3 センターの就労支援サービスにより就職決定した職種
(1979～2001累計、上位5位まで)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	総計
男子	金属工作機械工 500名 (14.4%)	金属プレス工 296名 (8.6%)	溶接工 203名 (5.9%)	自動車組立工 182名 (5.3%)	板金工 178名 (5.1%)	3427名 (100%)
女子	ミシン縫製工 115名 (8.4%)	金属工作機械工 113名 (8.3%)	電子電気器具 組立工 89名 (6.5%)	電子部品組立 工 83名 (6.1%)	プラスチック成形 工 74名 (5.4%)	1362名 (100%)

図表4 定住支援政策により就職決定した企業の従業員規模
(1979～2001累計)

	5人以下	6 - 29人	30 - 99人	100 - 299人	300 - 999人	1000人以上	合計
会社数	299	653	529	152	49	16	1,698社
(%)	17.6	38.5	31.2	9.0	2.9	0.9	100%
就職者数	465	1698	1791	605	178	52	4,789人
(%)	9.7	35.5	37.4	12.6	3.7	1.1	100%

定住支援政策の一環として実施されている職業紹介サービスは、インドシナ

¹⁸ 図表7 - 3および7 - 4はいずれもアジア福祉教育財団難民事業本部の資料による

系定住者の就業上の地位を確かなものにするのにどのくらい役立っているのだろうか。図表 3、4 が示すように、センターの支援によって提供されている仕事は、製造業の生産工程の職種が中心である。勤務先の従業員規模は 9 割強が 300 人以下の中小企業、約半数が 30 人未満の零細企業である。定住支援サービスの一環として定住者たちにもたらされているこれらの仕事が、公的就労支援サービスを提供されていない他類型の外国人労働者が獲得している仕事と比較して、より恵まれたものであるとはいえずにない。正確なデータに基づいて比較することはできないが、インドシナ系定住者が獲得している初職は、就労を支援する現物給付的な仲介サービスの存在にもかかわらず、また雇い主と本人への各種の奨励金にもかかわらず、その種のプレミアを給付されない一般の外国人労働者の仕事と比べて大差のない、労働市場の底辺的な部分に集中している、と見てよいだろう。だが、このことから定住支援サービスによる職業紹介サービスが機能していない、と判断するべきではない。就職支援サービスがなければ、センター入所者たちの入職状況はさらに劣悪なものであったに違いない。

センターを出所して日本の企業等で働き始めたインドシナ系住民の職業生活に関するフォローアップ的な行政サービスとしては、難民相談員制度によるコンサルティングサービスが特記される。2001 年度の難民相談員による相談業務の内容を集計した内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局の資料によれば、「職業」に関する相談件数は、「家庭・生活」(2,990 件)、「医療」(1,963 件)に次いで 3 番目に頻度が高かった項目(1,348 件)であり、職業に関わる相談窓口としてこの制度がそれなりに機能していることをうかがわせる。だが言うまでもなく、相談員には、求人・求職をマッチングや紛糾した雇用関係に介入して救済命令を下すといった直接的な権能は与えられているわけではなく、その機能はあくまでもコンサルティングに限られているのである。

5 不安定な就労と経済的な地位の脆弱性

前節では、日本政府による就職支援政策にもかかわらず、インドシナ系住民が日本での定住を開始した時点における労働市場での位置は、日本における外

国人労働者一般のそれと比べて、決して良好といえるものではないことを明らかにした。ベトナム系住民を対象を絞ってわれわれが実施した調査によれば、日本での定住期間が長期化しているベトナム系住民の就労上の地位は、入職時点と比較して、上昇移動を達成したとは考えられない現実にあることがわかった。まずいくつかの調査結果を示そう。

筆者たちが参加した「世代間利害調整に関する研究」プロジェクトによる外国人労働実態調査班は、2001年12月から2002年3月にかけて、姫路市と神戸市を中心に日本に定住するベトナム系住民を対象とする生活状況・就労状況に関するアンケート調査を実施し、92名の回答を得た。これら回答者の来日年次は、79年 84年の者が23名、85 - 89年の者が20名、90 - 94年の者が13名、95年以降の者が24名、無回答12名であった。回答者の過半は在日年数が10年を越えている。95年以降来日者の多くはODPによる入国者である。回答者の職業上の地位に関して以下の事実が明らかになった。

- ・ 現在の就業状態は、学生、専業主婦、無回答者を除くと就業者が54名(78.3%)、失業者が15名(21.7%)であり、失業率が極めて高い。
- ・ 就業者の現在の職種(回答者50人)は、「工場の仕事」40人(80%)、「建築の仕事」4人(8%)、「専門職」4人(8%)、「事務の仕事」2人(4%)であり、初職時と同様、工場労働の比率が極めて高い。
- ・ 就業者の現在の雇用形態(回答者52名)は、「正社員」が23名(44.2%)、「パート・アルバイト」が24名(46.2%)、「期間工」6名(11.5%)で、非典型雇用者が半数を超えている。

以上のアンケート結果から、日本に長期滞在しているベトナム系住民の労働市場における地位は、様々な政府によるプレミアムにも関わらず、良好ではなく、初職入職時点と比べても上昇移動している兆しは見られない。この背景を探るためにわれわれは、2001年11月から2002年8月にかけて、兵庫県と神奈川県を中心に個人ヒヤリング調査を重ねた。母国、日本での経歴や現在の仕事等にとってまとまった情報が得られた17人のケースを図表5でまとめてお

< 19。

図表5 定住ベトナム系住民の経歴と就労状況

名前	性別	年齢	滞日年数	来日時年齢	ベトナムでの経歴	現在の就労形態	仕事内容	仕事の変遷	厚生年金	国民健康保険	雇用保険
A	女	28	11	19	高校(中退) 出国	有非	通訳	自動車部品組立 通訳			
B	女	26	11	16	高校(中退) 出国	無		自動車部品組立 無職			
C	男	45	21	25	高校(中退) (郊外へ)農業	有自営	中古品貿易	染色 アルミ部品加工 自営業			
D	女	46	19	28	小学校の教師 貿易会社事務	有非	ベトナム語教師	通訳 ベトナム語教師			
E	女	50	20	31	小学校の教師	有正	工場	通訳 部品組立工 結婚(無職) 部品加工・検査及び通訳			
F	男	35	20	15	中学 出国	有正	工場	塗装工 定時制高校・新聞販売店住込み 鉄工所			
G	男	60	16	45	軍人	有正	工場	石鹼の原材料調合		×	×
J	男	50	10	41	大学(中退) 徴兵 IS	有非	工場	建築 旋盤工 プレス工(派遣)	×		
K	女	45	8	38	高校 幼稚園の先生 IS	有非	工場	電気組立			
L	男	58	19	40	大学(中退) 徴兵	有正	工場	塗装工 研磨工			
M	女	55	15	40		無		自動車部品組立 無職			
N	男	54	15	39	大学 電力会社での技師	有正	工場	自動車の組立工 電机组立 金属加工			

19 西野・倉田(2002)で西野が作成した図表に追加、修正を加えて、倉田が作成。

O	男	46	10	37	高校(卒業) 徴兵 IS	有	非	工場	建築 自動車部品組立(派遣)	x		
P	女	44	6	38	IS	有	非	不明				
Q	男	53	18	35	高校(卒業) 徴兵 開拓地 脱出	有	正	自動車部品 (ガラス装着)	鋳物工場 研磨工場 現在の 工場			
R	男	59	22	37	大学(卒業) 教員 士官として従軍	有	正	蛍光ガラス塗 装作業	センターで現職を紹介され、今日 に至る			
S	男	62	19	43	大学(卒業) 士官 収容所 脱出	無		引退	家電部品の塗装(非) TV部品 組立て(非) ポンプ組立(正)			

注) IS=インフォーマルセクター。非 = 非正社員。正 = 正社員。

上記 17 ケースは、日本に定住しているベトナム系住民の中では、相対的に安定した地位にある人々であることを忘れてはならないだろう。全体の傾向を論ずるためには、失業中の人々、公的扶助を受給している人々²⁰の状況を加えて分析していくことも必要であろう。しかしながら、上記のケースからも、ベトナム系住民の労働市場における苦境は十分に窺い知ることができるし、その要因についても次のような、推論を立てることが可能である。

第 1 には、ベトナム系住民が難民として入国した経緯から引き継いでいる負の遺産が今日の就労状況にも依然として強く影を落としているということである。定住者の大半はベトナム戦争の戦乱ならびに戦後の政情不安定により、職業はおろか、日々の平和な生活の機会を剥奪された状況を多年にわたって経験している。本人または配偶者に戦争ないしその後の政治迫害に起因する身体的・精神的疾患を引きずっている世帯も数多く見られた。このことは、日本人労働者はもとより、他のタイプの外国人労働者と対比した場合でも、労働市場での競争条件という点で大きなハンディキャップとなっているのではないだろうか。

第 2 には、難民としての出自からくる生活機会の制約性という要素が就労行

²⁰ 定住ベトナム系住民世帯に占める生活保護受給世帯の比率に関しては正確な数値がない。関係機関での聞き取りでは、特定地域においてはベトナム系住民世帯の 4 割以上が生活保護を受給している、との指摘もあった。

動にもマイナス要因となって働いているという点である。他のカテゴリーの外国人労働者には可能な、母国と日本の間に形成された労働需給システムを活用して就労機会を獲得する、といった戦略はベトナム系住民の場合は不可能である。日本での景気動向を見極めて、母国と日本との間を行き来する戦略（いわゆるデカセギリピーター）もとることができない。結局のところ、底辺的労働市場から脱出する機会に恵まれない、という意味では、ベトナム系住民の労働市場での地位は合法的な就労ができない非正規滞在者のそれとそれほど変わるところがない。他方、労働市場から退出する退路としては非正規滞在者には適用されない公的扶助という選択肢があり、ここでの滞留傾向が発生せざるを構造が存在している。

6 高齢化するベトナム系住民と2世代の就労をめぐる課題

日本で定住が開始されてからすでに25年以上の時間が経過したベトナム系住民は、1世代の高齢化と2世代の労働市場参入という新しい社会政策的な課題を生み出している。これらの課題に関しては、今後さらに精密な実証研究を重ねて問題の所在を明らかにしていく必要がある。われわれの調査もこの領域ではまだ不完全なものでしかない。ここでは今後さらに究明していくべき課題として以下のような事実を指摘して本稿の結びとしたい。

第1には、1世代の先頭集団はすでに労働生活からの引退過程に入っており、老後生活を送るにあたっての十分な蓄積を欠いたこの世代においては、すでに相当に深刻な生活危機が始まっている。

第2には、1世、2世間の世代間扶助の関係を構築するのに失敗している世帯も多く見られる。日本社会、日本文化への統合が進んだ2世代と家父長的な儒教的価値観に固執する1世代との対立関係と亀裂が両者の間に存在してしまっている。

第3には、2世代の労働市場における状況も決して恵まれたものとはいえない。SSM調査などが明らかにしているように、日本社会全体において世代間階層移動の可能性が急激に縮小する局面を迎えているだけに、学歴面でのハンディを背負いがちなベトナム系住民2世が親世代から与えられた初期条件を前

提として引き受けつつ、上昇移動していくことには大きな困難が伴う状況にある。

< 参考文献 >

アジア福祉教育財団難民事業本部(2002a)『ベトナム・ラオス・カンボジアから難民として入国し定住する人々』

アジア福祉教育財団難民事業本部(2002b)『難民事業本部案内』

川上郁雄(2001)『越境する家族：在日ベトナム系住民の生活世界』明石書店

倉田良樹・津崎克彦・西野史子(2002)『ベトナム人定住者の就労と生活に関する実態調査：調査結果概要』一橋大学経済研究所世代間利害に関する研究ディスカッションペーパーシリーズ第76号

津崎克彦・倉田良樹(2002)『外国人労働者の導入とその社会的コスト：定住ベトナム人を事例とする政策論的考察』一橋大学経済研究所世代間利害に関する研究ディスカッションペーパーシリーズ第75号

戸田佳子(2001)『日本のベトナム人コミュニティ：1世の時代、そして今』暁印書館

内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局(1996)『インドシナ難民受け入れの歩みと展望：難民受け入れから20年』

西野史子・倉田良樹(2002)『日本におけるベトナム人定住者の社会的統合』一橋大学経済研究所世代間利害に関する研究ディスカッションペーパーシリーズ第74号